

## ストップ！滞納

「タイヤロック」（車両止め）による自動車などの差押えを行います。

町では、町税等を公平に負担していただくため、収納対策の一環として「タイヤロック（車輪止め）」による差押えを実施しています。

これまで、再三の文書や電話などによる催告にもかかわらず、納付についての誠意が認められない滞納者に対しては、預貯金、生命保険、給与などの債権や不動産の差押えをしてきましたが、悪質な滞納者には「タイヤロック」による普通自動車、軽自動車、オートバイなどの差押えに着手し、滞納処分を行います。

なお、タイヤロック実施後も納付されないときは、インターネット公売などにより売却を行い、その売却代金を滞納している町税等に充てます。



◎タイヤロックを装着した自動車等を隠ぺい、損壊等した場合は、地方税法第 322 条、同法 374 条及び同法 460 条（滞納処分に関する罪）、刑法第 96 条（封印破壊の罪）、同法第 252 条（横領の罪）により、処罰されます。

納付に困ったら、必ず相談ください。

特別な事情があり、どうしても納期限内の納付が困難な場合は、税務課まで必ずご相談ください。

問い合わせ先 税務課 電話 0859-54-5208